

大 個 審 第 6 7 号
(答 申 第 1 2 7 号)
平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日付け教委職人第 2 0 5 7 号で諮問のありました「インターネットによる公立学校講師登録システム」に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 9 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止の原則に対する例外事項及び条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、平成 1 6 年 6 月 1 0 日付け大個審第 6 号 (答申第 5 9 号) の意見中第 2 から第 5 までのほか、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 講師登録を希望する本人に対し、当該本人の個人情報が、必要に応じて市町村教育委員会へ提供されること及び本人の雇用情報を含め庁内 LAN を通じて府立学校長が閲覧可能な状態になることなど実施機関における当該本人の個人情報の取扱いについてあらかじめ周知すること。
- 2 本人の個人情報を閲覧する府立学校長に対しても、ID 番号、パスワードの第三者供与の禁止、閲覧した個人情報の厳正な管理を、周知・徹底すること。
- 3 講師雇用情報の利用は、本件諮問の内容の範囲内に限定すること。